

## 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会

### 作業部会の取組について（報告）

#### 1 経過報告

##### (1) 構成委員

別紙のとおり 資料2-2

##### (2) 日程及び取組事項

日程	取組事項
平成31年2月7日	発足の発議
令和元年10月4日	委員の委嘱等
令和元年10月4日	第1回 作業部会の開催
令和元年11月1日	第2回 作業部会の開催

#### 2 第1回 作業部会

- (1) 議 題 ① 目的及び活動内容等について  
 ② 現在の条例案の説明について  
 ③ 課題及び課題整理の方向性について

##### (2) 主な指摘事項

別紙のとおり 資料2-3

##### (3) 引き継ぎ事項

条例素案について、所要の見直しを行う。

#### 3 第2回 作業部会

- (1) 議 題 ① 前回の指摘事項と対応について  
 ② 条例素案の説明について

##### (2) 主な指摘事項

別紙のとおり 資料2-3

##### (3) 引き継ぎ事項

主な引継ぎはなし。条例原案作成について行政内部での調整を行うことについて事務局に一任する。

#### 4 今後について

- (1) 理解促進・啓発事業の具体的な提案  
 (2) ガイドラインの策定

(3) 所要の要綱等の整備について提案

5 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
協議会	《第2回協議会》			《第3回協議会》	新委員 任期開始		
作業部会	啓発方法・ガイドライン・ 所要の要綱等について協議			任期終了		啓発事業について協議	
行政	条例原案調整			《社会福祉 審議会》	ガイドライン・所要の要 綱等調整		《6月議会》 議案提出

《参考》

条例素案の構成

目次

前文

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (基本理念)

第3条 (定義)

第4条 (市の責務)

第5条 (事業者の役割)

第6条 (市民の役割)

第2章 障がいを理由とする差別を解消するための施策

第7条 (障がい理解に関する施策の実施)

第8条 (合理的配慮の提供支援に関する施策の実施)

第9条 (障がいのある人の社会進出を促進するための施策の実施)

第10条 (障害者(児)福祉計画との関係)

第11条 (相談及び助言等)

第12条 (障がいを理由とする差別の解消促進体制の整備)

附則